

日常生活用具一覧表

区分	種目	対象者	性能等	耐用年数	給付限度額 (円)
介護・訓練支援用具	特殊寝台	(1) 下肢又は体幹機能障がい2級以上の者 (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのあるもの	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
	特殊マット	(1) 下肢又は体幹機能障がい1級の者（常時介護を要する者とする。） (2) 下肢又は体幹機能障がい児の場合は、2級以上で原則として3歳以上のもの (3) 知的障がい者・児の重度又は最重度であるもの (4) 難病患者等で寝たきりの状態にあるもの	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	5年	19,600
	特殊尿器	(1) 下肢又は体幹機能障がい1級の者・児（常時介護を要する者とする。児童の場合は、学齢児以上の者とする。） (2) 難病患者等で自力で排尿できないもの	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者・児又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者・児（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者とする。児童の場合は、原則として3歳以上の者とする。）	障がい者・児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,000

自立生活 支援 用具	体位交換器	(1) 下肢又は体幹機能障がい2級以上の者・児（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者とする。児童の場合は、原則として3歳以上の者とする。） (2) 難病患者等で寝たきりの状態にあるもの	介助者が障がい者の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000
	移動用リフト	(1) 下肢又は体幹機能障がい2級以上の者・児（児童の場合は、原則として3歳以上の者とする。） (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのあるもの	介助者が重度障がい者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅回収を伴うものを除く。	8年	159,000
	訓練いす	下肢又は体幹機能障がい2級以上の児童（原則として3歳以上の者とする。）	原則として付属のテーブルをつけるもの	5年	33,100
	訓練用ベッド	(1) 下肢又は体幹機能障がい2級以上の者・児（原則として学齢児以上の者とする。） (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのあるもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200
	入浴補助用具	(1) 下肢又は体幹機能障がい者・児であって、入浴に介助を要するもの（原則として3歳以上の者）とする。 (2) 難病患者等で入浴に介助を要するもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者・児又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000
	便器	(1) 下肢又は体幹機能障がい2級以上の者・児（児童の場合は、原則として学齢児以上の者とする。） (2) 難病患者等で常時介護を要するもの	障がい者・児が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	4,450
	頭部保護帽	知的障がい者・児の重度又は最重度であるもので、てんかんの発作等により煩雑に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	12,160

歩行補助つえ (一本杖のみ)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいをする者・児(児童の場合は、原則として学齢児以上の者とする。)	障がい者・児が容易に使用し得るもの	3年	3,000
歩行支援用具	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいをする者(児童の場合は、原則として3歳以上の者とする。) (2) 難病患者等で下肢機能に障がいのあるもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移譲動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000
特殊便器	(1) 上肢障がい2級以上の者・児 (2) 知的障がい者・児の重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの(児童の場合、原則として学齢児以上の者とする。) (3) 難病患者等で上肢機能に障がいのあるもの	足踏みペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障がい者・児を介護しているものが容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200

火災警報器	以下の項目にすべて該当する者とする。 ア 児童相談所又は障がい者更生相談所において知的障がい者・児として判定され、障がい程度が重度又は最重度である者及び視覚障がい・聴覚障がいの等級２級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者や難病患者等のみ世帯及びこれに準ずる世帯とする。）の者 イ 前年度市民税の非課税世帯 ウ 設置する建物が申請者又は申請者と生計を同一にする者の所有であること。	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	８年	15,500
自動消火器	上記に同じ。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	８年	28,700
電磁調理器	(1) 視覚障がい２級以上の者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯とする。） (2) 知的障がい者・児の重度又は最重度であって18歳以上のもの	視覚障がい者及び知的障がい者が容易に使用し得るもの	6年	41,000
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障がい２級以上の者・児（児童の場合は、原則として学齢児以上の者とする。）	視覚障がい者・児が容易に使用し得るもの	10年	7,000

	聴覚障がい者 用屋内信号装 置	聴覚障がい2級以上の者(聴覚障がい者のみの世帯及びこ れに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10 年	87,400
	聴覚障がい者 用目覚まし時 計	聴覚障がい2級以上の者・児(児童の場合は、原則として 学齢児以上の者とする。)	振動等により知覚できるもの	8年	15,300
在 宅 療	透析液加温器	腎臓機能障がい3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法 (CAPD)による透析療法を行う者(児童の場合、原則とし て3歳以上の者とする。)	透析液を加温し、一定温度に保つもの。視覚障がい者及 び知的障がい者が容易に使用し得るもの	5年	51,500
養 等 支 援	ネブライザー (吸入器)	(1)呼吸器機能障がい3級以上又は同等の障がい有する 者で必要と認められる者・児(児童の場合は、原則として 学齢児以上の者とする。) (2)難病患者等で呼吸器機能に障がいのあるもの	障がい者・児が容易に使用し得るもの	5年	36,000
用 具	電気式たん吸 引器	(1)呼吸器機能障がい3級以上又は、同等の障がい有す る者で必要と認められる者・児(児童の場合は、原則とし て学齢児以上の者とする。) (2)難病患者等呼吸器機能に障がいのあるもの	障がい者・児が容易に使用し得るもの	5年	56,400
	酸素ボンベ運 搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障がい者が容易に使用し得るもの	10 年	17,000

動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者や難病患者等が容易に使用し得るもの	—	157,500 1回限り
医療機器用バッテリー	(1)人工呼吸器、ネブライザー又は電気式たん吸引器を使用している者・児(ネブライザー又は電気式たん吸引器を使用している者・児については、ネブライザー又は電気式たん吸引器の対象者に限る。) (2)人工呼吸器、ネブライザー又は電気式たん吸引器を使用している難病患者等で、呼吸機能に障がいがあるもの(ネブライザー又は電気式たん吸引器を使用している者・児については、ネブライザー又は電気式たん吸引器の対象者に限る。)	外出時又は緊急時に医療用機器を正常に作動させる動力源となるもの	5年	100,000
視覚障がい者用体温計(音声式)	視覚障がい2級以上の者(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯とする。)	視覚障がい者・児が容易に使用し得るもの	5年	9,000
視覚障がい者用体重計	視覚障がい2級以上の者(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯とする。)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年	18,000

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声・言語機能障がい者又は肢体不自由者・児であって、発声・発語に著しい障がいを有するもの（児童の場合は、原則として学齢児以上の者とする。）	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者・児が容易に使用し得るもの	5年	98,800
	点字器標準型	視覚障がい2級以上の者・児（児童の場合は、原則として学齢児以上の者とする。）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの (1) 真鍮板製 (2) プラスチック製	7年	10,400 6,600
	点字タイプライター	視覚障がい2級以上の者・児（原則として就学若しくは就労し、又は就労が見込まれる者とする。）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年	63,100
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー 〃（再生専用機）	視覚障がい2級以上の者・児（児童の場合は、原則として学齢児以上の者とする。）	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者・児が容易に使用し得るもの	5年 5年	89,800 再生専用機 36,750
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上の者・児（児童の場合は、原則として学齢児以上の者とする。）	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者・児が容易に使用し得るもの	6年	99,800

視覚障がい者 用拡大読書器	視覚障がいであって、本装置により文字等を読むことが可能になる者・児（児童の場合は、原則として学齢児以上の者とする。）	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年	198,000
情報・通信支援 用具	視覚又は上肢機能障がい2級以上の者・児でアプリケーションソフトウェア又は周辺機器を使用することにより、パーソナルコンピュータを操作できるもの	視覚障がい者が、画面文字等の音声化又は拡大するアプリケーションソフトウェアを使用することにより、パーソナルコンピュータを操作することが可能となるもの又は上肢不自由者がパーソナルコンピュータ専用の周辺機器を使用することによりパーソナルコンピュータを操作することが可能となるもの	6年	100,000
視覚障がい者 用時計（触読）	視覚障がい2級以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年	10,300
視覚障がい者 用時計（音声）	視覚障がい2級以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年	13,300
聴覚障がい者 用通信装置	聴覚障がい者・児又は発生・発語に著しい障がいを有するもの・児であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの（児童の場合は、原則として学齢児以上の者とする。）	一般の電話機に接続し得るもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障がい者・児が容易に使用し得るもの	8年	71,000

	聴覚障がい者 用情報受信装 置	聴覚障がい者・児であって、本装置によりテレビの視聴が 可能になるもの	字幕及び手話通訳付の聴覚障がい者用番組並びにテレ ビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画 面に主力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者 向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者・児が容 易に使用し得るもの	8年	88,900
	人工咽頭笛式	音声・言語機能障がいであって、咽頭を摘出した者・児	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通 じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4年	5,000
	人工咽頭電動 式	音声・言語機能障がいであって、咽頭を摘出した者・児	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口 腔内に導き構音化するもの	5年	70,100
	人工鼻	音声機能、言語機能又はそしゃくの障がい3級以上の身 体障がい者・児で、喉頭を摘出したもの（児童の場合、原 則として学齢児以上の者）	容易に使用し得るもの	—	1か月分 23,100
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている者・児	点字により作成された図書	—	実費差額
排 泄	ストーマ装具 （消化器系）	直腸機能障がい者・児（児童の場合は、原則として3歳以 上の者とする。）	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の 収納袋	—	8,858 1か月分
管 理	ストーマ装具 （尿路系）	ぼうこう機能障がい者・児（児童の場合は、原則として3 歳以上の者とする。）	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で、尿処理 用のキャップ付	—	11,639 1か月分

支 援 用 具	ストーマ用装 具代替品	脳性麻痺等の脳原性運動機能障がいにより排尿又は排便 の意思表示が困難な者・児（児童の場合は、原則として3 歳以上の者とする。）	紙おむつ（テープ留めタイプ・パンツタイプ・シート・ パッドタイプ等）	—	12,000 1か月分
	紙おむつ				
	収尿器	脊髄損傷等により排尿障がい（特に失禁のある場合など） のある者・児	排尿の調節が自由にできない人のため、身体に固定して 尿をためておくもの	1年	8,500
住 宅 改 修 費	居宅生活動作 補助用具	(1) 下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。） を有する者であって障がい等級3級以上の者・児（ただし、 特殊便器への取替えをする場合は、上肢障がい2級以上の 者・児とする。） (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのあるもの	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住 宅改修を伴うもの	—	200,000 1回限り
補 助 具	人工内耳用空 気電池	人工内耳埋込手術を受けている聴覚障がい者・児（人工内 耳用空気電池と人工内耳用充電電池及び人工内耳用充電器 との併用は認めない。）	—	—	2,500 1か月分
	人工内耳用充 電池				
	人工内耳用充 電器				
				1年	30,000
				3年	30,000

注 介護保険の要支援認定者で、福祉用具貸与が認められない者は、対象外とする。